

最近の科学研究費補助金制度・運用上の主な改善一覧

【平成15年度】

- ◎科学研究費補助金の審査・評価についてより公正で透明性の高い評価システムを目指すため、文部科学省において学術調査官を増員するとともに、日本学術振興会においては、学術システム研究センターを新設し、学術動向を調査するなど評価体制の充実を図った。
- ◎科学研究費補助金を繰越明許費として登録。
- ◎育児休業に伴い科学研究費補助金による研究を中断する女性研究者等を支援するため、1年間の中断の後に研究の再開を可能とし、科学研究費補助金制度の弾力的運用を図った。

【平成10年度～平成14年度】

年度	事 項
平成10	<ul style="list-style-type: none"> ●従来の「重点領域研究」を廃止し、21世紀の我が国の経済社会文化の発展に資するような研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究を推進するため「特定領域研究(A)」及び「特定領域研究(B)」を新設。
11	<ul style="list-style-type: none"> ●「国際学術研究」を「基盤研究」に統合。外国出張等の経費について、従来あった制限を大幅に緩和。 ●「特別推進研究」、「COE形成基礎研究費」について、更なる進展と成果が期待されるものについて、期間の延長を認める制度を開始。 ●文部省(現文部科学省)から日本学術振興会に一部種目の審査・交付業務を移管。
12	<ul style="list-style-type: none"> ●特別推進研究について、申請総額を3億円程度→5億円程度に改正。 ●特定の研究領域の機動的かつ効果的推進を図るため、「特定領域研究(C)」を創設。若手枠の設定。
13	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な研究の実施に必要な研究期間と研究遂行に必要なかつ十分な研究費の確保を図るため、基盤研究の中に新たな区分として「基盤研究(S)」を創設。 ●科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該研究分野の研究を推進する上で、特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図るため、「学術創成研究費」を創設。 ●科学研究費補助金の研究遂行に必要な研究支援者を、科学研究費補助金により研究機関が雇用することを実現。 ●研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、一部種目(特別推進研究、基盤研究(S)、基盤研究(A)、学術創成研究費)に間接経費を措置。 ●学術研究を行い得る条件を備えている機関に所属する研究者が、できるだけ多く科学研究費補助金に応募できるよう機関指定の基準をより簡明にし、機関指定に関する要項を抜本的に改正。
14	<ul style="list-style-type: none"> ●次代を担う若手研究者の研究の一層の推進を図るため、「若手研究(A)」、「若手研究(B)」を新設。 ●未来を切り拓く芽となる萌芽的な研究を幅広く推進するため、「萌芽研究」を新設。 ●制度をできるだけ簡明にする観点から、特定領域研究の(A)(B)(C)の区分けを行わず、1つの種目として統合。 ●研究者に継続的・安定的に研究費を交付するため、研究期間が4年以上の特別推進研究等の研究課題について、研究計画終了年度前年度に次の申請を行うことを可能とした。 ●基盤研究等について、不採択の場合は希望者に対し第1段審査のおよその順位に加え、第1段審査の評定要素である「研究内容」及び「研究計画」について、それぞれの素点の平均点等を開示。 ●既存の枠組みを超えた諸科学の連携を必要とする境界領域の研究の推進等に適切に対応するため、「分科細目表」を抜本的に改正。(平成15年度公募から適用) ●特別推進研究、特定領域研究の研究遂行に資するため、特別推進研究の研究代表者及び特定領域研究の領域代表者に対して審査コメントを開示。 ●研究支援者の年度末の雇用を可能とするため、実績報告書の提出期限を延長。